

○国土交通省告示第七百三十一号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第二項及び第三条の二第一項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年六月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

（特定地域）

（特定地域）

第四条 法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第

第四条 法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第

五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一 近畿運輸局長	〔北摂交通圏〕	令和四年七月一日から令和七年六月三十日まで
	(略)	(略)

地方運輸局長	営業区域	期間
一 関東運輸局長	〔南多摩交通圏〕	令和元年七月一日から令和四年六月三十日まで
二 近畿運輸局長	〔北摂交通圏〕	令和元年七月一日から令和四年六月三十日まで
	(略)	(略)

(準特定地域)

第五條 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期 間
(略)	(略)	(略)
三 関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「市原交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県北交通圏（茨城県）」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
(略)	「南多摩交通圏」	令和四年七月一日から令和六年九月三十日まで
九 九州運輸局長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	「大牟田市」	令和二年十月一日から令和五年九月三十日まで
(略)	(略)	(略)

(準特定地域)

第五條 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期 間
(略)	(略)	(略)
三 関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「市原交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県北交通圏（茨城県）」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
(略)	(略)	(略)
九 九州運輸局長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	「大牟田市」	令和二年十月一日から令和五年九月三十日まで
(略)	(略)	(略)

附 則
この告示は、令和四年七月一日から施行する。